

## 労働保険に係る証明について

沖縄労働局管内で成立している労働保険（保険番号が47から始まる労働保険）につきまして、以下のとおり、証明請求を行い、証明を受けることができます。

### 1 様式「労働保険証明願」による証明請求及び証明

建設工事（有期事業）について、発注者へ提出する労働保険加入証明及び労働保険料納付証明が必要な場合に、ご利用ください。

様式「労働保険証明願」に必要な事項を記入のうえ、下表の「提出先」の何れかへ郵送又は持参により証明請求を行うことができます。

[様式「労働保険証明願」（事業主による証明請求の場合）](#)

[様式「労働保険証明願」（労働保険事務組合による証明請求の場合）](#)

[「労働保険証明願」の作成要領（事業主による証明請求の場合）](#)

※ 労働保険事務組合による証明請求の場合は、上記の作成要領をご参照ください。

#### (1) 郵送による証明請求の場合

必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、請求してください。

専用システムにより確認できましたら、下表の「証明者」が証明のうえ、専用システムで把握している住所（事業所在地）あて郵送いたします。

#### (2) 持参による証明請求の場合

ア 証明請求を行う者（事業主又は労働保険事務組合）の代表者の押印がある場合

窓口でお待ちいただく間に専用システムにより確認できましたら、下表の「証明者」が証明のうえ、窓口で交付いたします。

イ 証明請求を行う者（事業主又は労働保険事務組合）の代表者の押印が無い場合

必要額の切手を貼付した返信用封筒を添付のうえ、請求してください。

専用システムにより確認できましたら、下表の「証明者」が証明のうえ、専用システムで把握している住所（事業所在地）あて郵送いたします。

#### (注) 窓口で配付している様式による証明請求の場合

下表の「提出先」の窓口で配付している2枚複写式の様式については、当面の間は、旧様式（証明請求を行う者（事業主又は労働保険事務組合）の代表者印を押印する欄が印刷されている様式）である場合がありますが、旧様式を用いて証明請求を行うことも差し支えありません。

提出先	証明者
沖縄労働局 総務部 労働保険徴収室	沖縄労働局労働保険特別会計歳入徴収官
沖縄労働局管内の各労働基準監督署	〇〇労働基準監督署長
沖縄労働局管内の各公共職業安定所	〇〇公共職業安定所長

## 2 様式「労働保険料・一般拠出金納付済証明願」による証明請求及び証明

各種事業について、労働保険料の納付済額の証明が必要な場合には、事業主が保有する領収証書で対応可能ですが、領収証書を紛失していて納付済額証明を行う機関が他に無い場合に、ご利用ください。

様式「労働保険料・一般拠出金納付済証明願」に必要な事項を記入のうえ、沖縄労働局 総務部 労働保険徴収室へ郵送又は持参により証明請求を行うことができます。

[様式「労働保険料・一般拠出金納付済証明願」\(事業主による証明請求の場合\)](#)

[様式「労働保険料・一般拠出金納付済証明願」\(労働保険事務組合による証明請求の場合\)](#)

[「労働保険料・一般拠出金納付済証明願」の作成要領\(事業主による証明請求の場合\)](#)

※ 労働保険事務組合による証明請求の場合は、上記の作成要領をご参照ください。

### (1) 郵送による証明請求の場合

必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、請求してください。

専用システムにより確認できましたら、沖縄労働局労働保険特別会計歳入徴収官が証明のうえ、専用システムで把握している住所（事業所在地）あて郵送いたします。

### (2) 持参による証明請求の場合

必要額の切手を貼付した返信用封筒を添付のうえ、請求してください。

専用システムにより確認できましたら、沖縄労働局労働保険特別会計歳入徴収官が証明のうえ、専用システムで把握している住所（事業所在地）あて郵送いたします。